

平成23年度（2011年度）第4回横須賀市情報公開審査会
「公文書公開制度の運用について（第4回）」議事録

- ・ 日 時 平成23年7月28日（木）18:00～19:00
- ・ 場 所 横須賀市職員厚生会館4階第3研修室
- ・ 出席委員 原田委員長 三浦委員 遠藤委員 千賀委員 望月委員
- ・ 事務局 行政管理課 尾澤課長 鈴木主査 清水 斉藤
- ・ 傍聴者 なし（議題（1）は公開会議として行われた。）

1 開 会

2 議 題

（1）公文書公開制度の運用について

横須賀市長から諮問を受けた公文書公開制度の運用に対する答申案の検討を行った。

<審議事項>

（委員長）前回までの審議において、特定の個人を識別することができないが、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報について、個人の人格に密接に関連するものと、著作権などの財産権を侵害するおそれがあるものという観点から検討を行い、非公開事項として明記すべきであるという結論に至った。また、災害時等における特例延長の規定については、直ちに制度化するべきではないという結論に至った。それぞれに対する考え方を答申案として示したものである。

「1 非公開情報（個人に関する情報）（第7条第1号関係）」の「（1）個人の人格に密接に関連する情報について」に関して意見をいただきたい。

＝委員からの答申案の語句修正に係る意見あり＝

（委員長）語句修正については、指摘のとおり盛り込むこととしたい。

<各委員>了承

（委員）この条項の運用解釈について、個別具体的な判断によるという記載があるが、特定の個人を識別することができるという判断は、一般人を基準として判断されるべきものであって、これから漏れたもののうち、個人の権利利益を害するおそれがあるものに対して、この条項を適用すべきであるという考え方を、答申本文中に明記すべきであるか。

（委員）特定の個人を識別することができる情報については、一般人を基準として判断を行うこととし、慎重な取扱いを求めるとのことか。

（委員）そのとおりである。

（委員長）他の委員から同様の意見がないようであれば、今回の答申においては記載しないこととしたい。

<各委員>了承

（委員長）「（2）著作権などの財産権を害するおそれがある情報」に関して意見をいただきたい。

(委員) 著作権の保護に関しては、個人に関する情報というよりも、法人等に関する情報として論じられるのが一般的ではないか。

(委員) この場合、一般の個人から提供を受けた未公表の著作物を想定している。著作権法の規定により、地方公共団体等に未公表の著作物を提供した場合、別段の意思表示がなければ、情報公開条例による公開には同意したものとみなされる。

(委員) 著作権を有する者が明確であれば、条例第13条に基づく意見照会手続によって、当該個人の権利の保護を図ることができるとしても、無記名の著作物については、権利の保護をすべき第三者が不明であり、未公表の著作物に対するみなし同意の規定が適用されることから、この規定の整備が必要ではないか。

(委員) 情報公開法の規定はどのようになっているのか。

(委員) 情報公開法においても、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報について非公開とする規定となっている。

(委員) 著作権があることをもって、非公開とはならないのか。

(委員) 著作権があることをもって、非公開とするのではなく、個人の権利利益を害するおそれの観点から適用する条文となる。

(委員) 著作権の保護を前提に公文書公開制度の運用が図られると、公表権、氏名表示権、複製権の観点から、同意を得ていないものについては公開できないものとなってしまう、情報公開の趣旨を著しく狭めてしまうため、平成11年の著作権法の改正が行われたものである。

(委員) 別段の意思表示がなければ同意を得たものとみなすという著作権法の規定により、公開決定までに意思表示がなければ公開してしまっても差し支えないのではないか。無記名の著作物のように、特定の個人を識別することができないものの方が、より手厚く権利利益の保護が図られる印象を受ける。

(委員) 著作権を有する者が明確であれば、意見照会手続を行うことができることから、意思表示を受けることができる。無記名の著作物であると、意見照会手続を行うことができないことから、この条例改正が求められるものとなる。

(委員) どのような場合を想定しているのか。

(事務局) 研究などの一環で、未公表の著作物の提供を受けるというような事例を想定している。現在は、これに該当するような事例はほとんどないと考えているが、今後これに該当する事例が生じる可能性はあることから、規定の整備を行う必要があると考えている。

(委員長) 「1 非公開情報（個人に関する情報）（第7条第1号関係）」に関しては、一部修正のうえ御承認いただき、文章表現については一任していただくこととしたい。

<各委員> 了承

(委員長) 「2 災害等が発生した場合の諾否決定期間特例延長規定の適用（第11条第5項関係）」に関して意見をいただきたい。

＝委員からの答申案の語句修正及び一部記載削除に係る意見あり＝

(委員長) 語句修正については、指摘のとおり盛り込むこととし、一部記載事項を削除することとしたい。

<各委員> 了承

（委員長） その他の意見がないことから、「2 災害等が発生した場合の諾否決定期間特例延長規定の適用（第11条第5項関係）」に関しては、一部修正のうえ御承認いただき、文章表現については一任していただくこととしたい。

＜各委員＞ 了承